



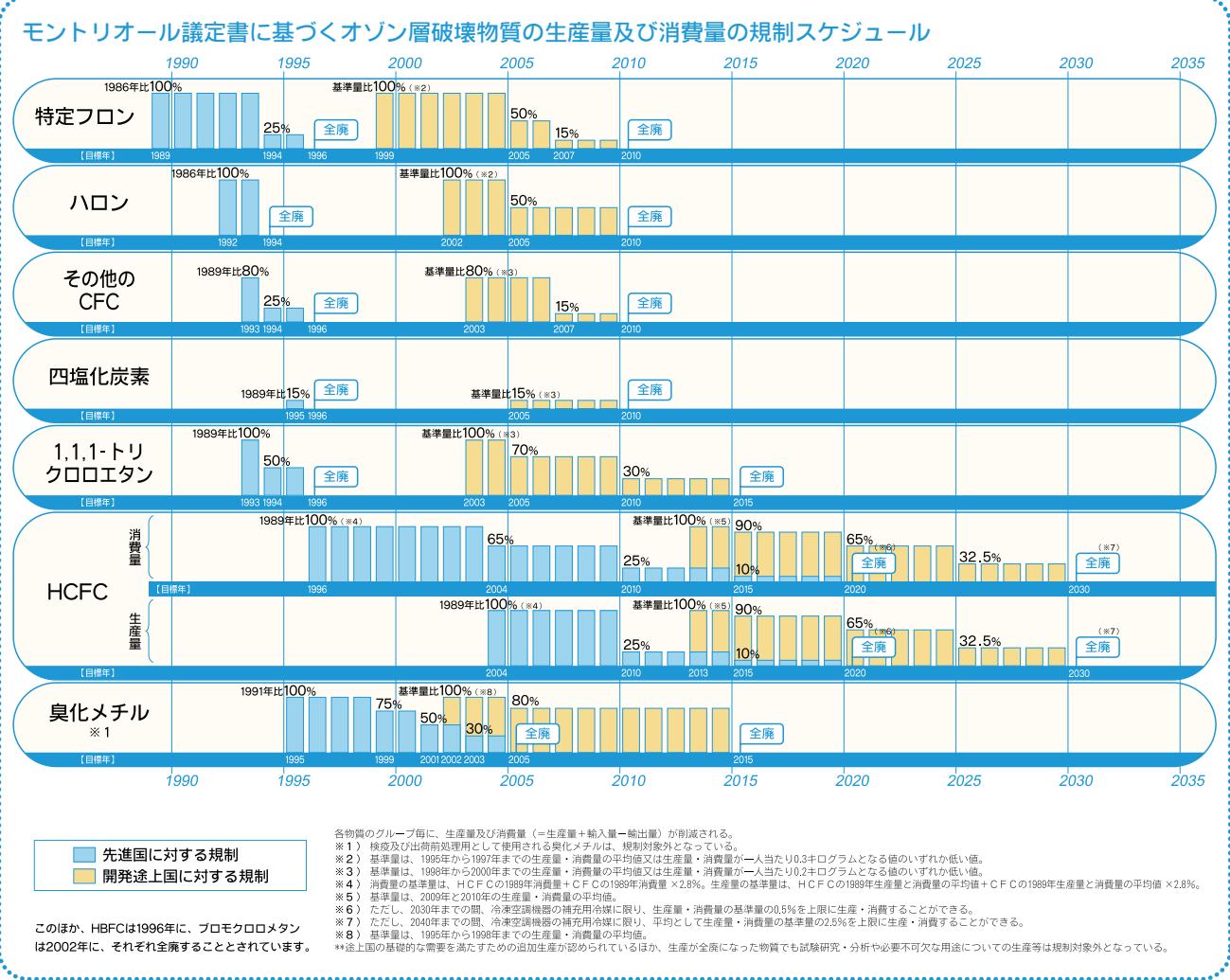
世界の動き、日本の動き。

オゾン層保護や地球温暖化防止のため、日本をはじめ世界中で様々な取組が行われています。

国際的な取組

オゾン層破壊の問題が認知されるようになってから、国際的な取組として初めて合意されたのが、1985年の「オゾン層の保護のためのウィーン条約」です。1987年には、この条約に基づき、オゾン層破壊物質の具体的規制内容を定めた「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択されました。その後、予想を上回るスピードでオゾン層の破壊が進んでいることが分かったため、モントリオール議定書は何度か見直され、オゾン層破壊物質の削減のスケジュールが早められています。

毎年、締約国会議が開催され、開発途上国でのオゾン層破壊物質の削減や気候変動との関係等の課題について議論がなされています。先進国はモントリオール議定書に基づき、資金を拠出する多数国間基金を作り、開発途上国でのオゾン層保護の取組を支援しています。



我が国のオゾン層保護に関する取組

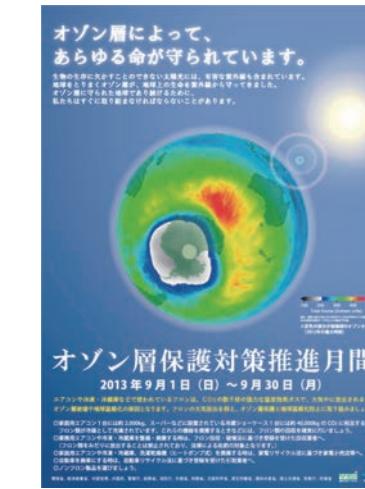
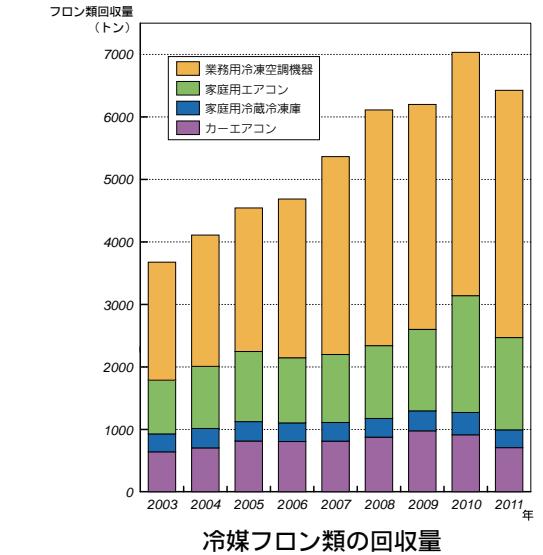
日本では、ウィーン条約とモントリオール議定書の採択にあわせて、1988年に「オゾン層保護法(特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律)」を制定し、オゾン層破壊物質の生産や輸出入の規制、排出抑制の努力義務などを規定しました。この法律に従って、オゾン層破壊物質の生産の全廃等を着実に進めています。また、環境省では、オゾン層等の監視状況について年次報告書をとりまとめて毎年公表しています。

さらには、「フロン回収・破壊法(特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律)」「家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)」「自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)」によって、家庭や業務用の冷凍・冷蔵庫、エアコン、カーエアコンなどに入っているフロン類(CFC、HCFCなど)の適正な回収・破壊を進めています。

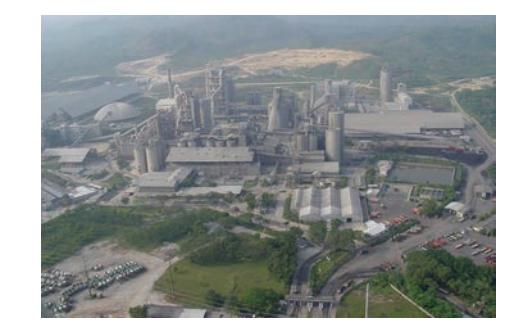
オゾン層保護対策推進月間について

1987年の9月に、モントリオール議定書が採択されたことにちなんで、我が国では、毎年9月1日～30日の1ヶ月間を「オゾン層保護対策推進月間」として、国や地方公共団体等において、オゾン層保護・フロン等対策に関する啓発活動を集中的に行っています。

フロンを大気中に排出しないための対策はオゾン層保護のみならず地球温暖化防止のためにも大変重要であり、月間においては、ポスターやパンフレットによる啓発や、環境省ホームページでの広報などを通じて、その対策への協力と理解の浸透、取組の促進に努めています。



オゾン層保護対策
推進月間のポスター
(2013年)



開発途上国への支援

開発途上国では、先進国を追う形での規制スケジュールでオゾン層破壊物質の削減に取り組んでいます。日本は、多数国間基金への資金拠出を通じて各国のオゾン層保護の取組を支援しているほか、途上国の人材育成のための研修等を行っています。

環境省では、モンゴルにおけるHCFC削減計画に関する断熱材分野での支援プロジェクトや、インドネシアでのフロン破壊施設の設置協力、アジア太平洋地域を対象とした国際会議の開催などにより、日本の技術や経験を開発途上国に広めています。

なお、開発途上国では、2002年時点で40億トン-CO₂以上のフロンが冷蔵庫やエアコンに使われています。冷蔵庫やエアコンからフロンを回収し、再利用できないものを破壊することが、地球温暖化防止の観点からも重要です。